

(財) 日本セーリング連盟

ナショナル・ジャッジ
ナショナル・アンパイア
規程

~~(2012.02.18)~~

(2012.09.08)

目 次

目 次	1
第 1 条 (目的)	2
第 2 条 (名称および種類)	2
第 3 条 (役割)	2
第 4 条 (職務)	2
第 5 条 (新規認定資格要件)	2
第 6 条 (認定)	3
第 7 条 (認定講習会および認定試験)	3
第 8 条 (登録)	4
第 9 条 (有効期間)	4
第 10 条 (資格停止または取り消し)	4
第 11 条 (更新認定資格要件)	4
第 12 条 (更新認定)	4
第 13 条 (プロテスト委員会等構成基準)	5
第 14 条 (認定証の再交付)	6
第 15 条 (事務取扱)	6
第 16 条 (小委員会)	6
第 17 条 (規程改正)	6
付 則	7
ナショナル・ジャッジ、ナショナル・アンパイア規程施行細則	8
1. ジャッジ経験	8
2. アンパイア経験	8
3. 講習会	8
4. 新規認定料	8
5. 更新認定料	8
6. 再交付料	9
付 則	9
加盟団体コード一覧表	10

第1条 (目的)

本規程は、(財)日本セーリング連盟寄付行為規定に基づき、日本の「ナショナルオーソリティー」である(財)日本セーリング連盟（以下、「連盟」という）がナショナル・ジャッジ、ナショナル・アンパイアの資格認定及び大会のプロテスト委員会構成等について定めるもので、(財)日本セーリング連盟ルール委員会（以下、「ルール委員会」という）が主管する。

第2条 (名称および種類)

(1) 公認ジャッジ

“(財)日本セーリング連盟公認ナショナル・ジャッジ”（以下、「ナショナル・ジャッジ」という）の種類をA級（以下、「A級ジャッジ」という）及びB級（以下、「B級ジャッジ」という）の2種類とする。

(2) 公認アンパイア

“(財)日本セーリング連盟公認ナショナル・アンパイア”（以下、「ナショナル・アンパイア」という）の1種類とする。

第3条 (役割)

ナショナル・ジャッジおよびナショナル・アンパイアは、関係する選手やレース・オフィシャルズから信頼され、大会全体の公平公正のために、セイラーとしての意識を持ち、常に最新のルール解釈を学習し、所属団体および近隣団体の大会のプロテスト委員として継続的に参加しなければならない。

- (1) ルールに関する知識の向上に努め、常に情報展開に努めること。
- (2) 常に厳正中立な立場を堅持し、選手全体に対して公平な判断をすること。
- (3) 所属団体の大会に参加し、セーリング競技の普及と、技術の向上に寄与すること。
- (4) スポーツマンシップの意を充分理解し、選手や指導者に対して、その理解を共有すること。
- (5) 幅広い見識のもとに、スポーツマンとしての模範となるように心がけること。

第4条 (職務)

(1) 公認ジャッジ

- ① ナショナル・ジャッジは、セーリング競技規則（以下、「RRS」という）に基づく審問の構成メンバーとして任命された場合、第3条に従い、忠実にその職務を遂行すること。
- ② 競技会に参加する場合には認定証を提示すること。
- ③ 大会のプロテスト委員長の任にある場合、連盟指定の様式にてレガッタ・レポートを大会終了後2週間以内にルール委員会へ提出すること。

(2) 公認アンパイア

- ① ナショナル・アンパイアは、RRSに基づく審問の構成メンバーとして任命された場合、第3条に従い、忠実にその職務を遂行すること。
- ② グレード3以上のマッチレースのチーフアンパイアを勤めた場合、レース終了後2週間以内に、そのマッチ・レースのアンパイア・レポートフォームをルール委員会へ提出すること。

第5条 (新規認定資格要件)

以下のように定める。

資格要件	ナショナル・ジャッジ		ナショナル・アンパイア
	B級ジャッジ	A級ジャッジ	
年齢	18歳以上	23歳以上	20歳以上
所持資格	---	B級ジャッジ	B級ジャッジ
船舶免許	---	小型船舶操縦士 免許2級以上	小型船舶操縦士 免許2級以上
審判実務経験 (過去2年間)	ジャッジ等経験を 適切に有すること	ジャッジ/アンパイア経験を 適切に有すること	
所持資料*1	ルールブック ケースブック	ジャッジマニュアル	コールブック アンパイアマニュアル
セーリング実績	3年以上のセーリング経験を持ち、		

	過去2年の間に5回以上のセーリング経験を有すること		
資格要件	対象	ナショナル・ジャッジ	
		B級ジャッジ	A級ジャッジ
会員資格	受験時および認定期間中継続して連盟のメンバーであること		
推薦	所属する加盟団体の長またはJSAF レースオフィシャルズ*2の長から適正ありと推薦された者		

*1 受講時および認定期間において入手できる最新のものを所有していること

*2 連盟のODC計測委員会、レース委員会、ルール委員会をレースオフィシャルズと呼ぶ

第6条（認定）

- (1) 連盟は、A級ジャッジとして、以下の要件をすべて満たした者を認定し、認定証を交付する。
- ① 第5条の新規認定資格要件を満たしていること。
 - ② 連盟が行うA級ジャッジ認定のための講習（以下、「認定講習」という）の全過程を受講すること。
 - ③ 連盟が行うA級ジャッジ認定のための試験（以下、「認定試験」という）に合格すること。
 - ④ ルール委員会の審査により、A級ジャッジの資格があると認めること。
 - ⑤ 別に定める 認定料およびその他費用講習料および認定料 を納めること。
 - ⑥ 認定講習を受講して認定試験には合格したが、その他の要件を満たさない場合には、講習および試験の合格は1年間有効とする。ただし、認定時と同じ版のRRSである場合に限る。
- (2) 所属する加盟団体（の長）は、B級ジャッジとして、以下の要件をすべて満たした者に対して、連盟（担当：ルール委員会）に認定を要請し、認定証を交付する。
- ① 第5条の新規認定資格要件を満たしていること
 - ② 連盟加盟団体（の長）が指名した者（所属加盟団体のA級ジャッジ有資格者）によるB級ジャッジ認定講習を受講すること。
 - ③ 連盟加盟団体（の長）が指名した者（所属加盟団体のA級ジャッジ有資格者）が行う連盟所定のB級ジャッジ認定試験に合格すること。
 - ④ ルール委員会の審査により、B級ジャッジの資格があると認めること。
 - ⑤ 別に定める 認定料およびその他費用講習料および認定料 を納めること。
- (3) 連盟は、ナショナル・アンパイアとして、以下の要件をすべて満たした者を認定し、認定証を交付する。
- ① 第5条の新規認定資格要件を満たしていること。
 - ② 連盟が行うナショナル・アンパイア認定講習の全過程を受講すること。
 - ③ 連盟が行うナショナル・アンパイア認定試験/適正審査*に合格すること。
 - ④ ルール委員会の審査により、ナショナル・アンパイアの資格があると認めること。
 - ⑤ 別に定める 認定料およびその他費用講習料および認定料 を納めること。
 - ⑥ 認定講習を受講して認定試験には合格したが、その他の要件を満たさない場合には、講習および試験の合格は1年間有効とする。ただし、認定時と同じ版のRRSである場合に限る。

*適性審査：ポートハンドリングおよびアンパイアコミュニケーション

第7条（認定講習および認定試験）

- (1) A級ジャッジ
- ① 連盟は、定期または臨時にA級ジャッジ認定講習及び認定試験を行う。
 - ② 資格取得希望者は、所定の用紙に必要事項を記入し、別に定める 認定料およびその他費用講習料および認定料 を添えて連盟に申し込まなければならない。
- (2) B級ジャッジ
- ① 連盟加盟団体（の長）および特別加盟団体（の長）が指名した者（所属加盟団体のA級ジャッジ有資格者）は、任意にB級ジャッジ認定講習及び認定試験を行うことができる。なお、当該団体にA級ジャッジ認定者がいない等の場合、所属する団体（の長）は、ルール委員会または近隣の団体のA級ジャッジ有資格者に認定講習会及び認定試験の実施を依頼することができる。
 - ② 資格取得希望者は、所定の用紙に必要事項を記入し、別に定める 認定料およびその他費用講習料および認定料 を添えて連盟加盟団体および特別加盟団体に申し込まなければならない。

(3) ナショナル・アンパイア

- ① 連盟は、定期または臨時にナショナル・アンパイア認定講習(海上実技を含む)及び認定試験を行う。
- ② 資格取得希望者は、所定の用紙に必要事項を記入し、別に定める 認定料およびその他費用講習料および認定料を添えて連盟に申し込まなければならない。

第8条 (登録)

第5条により認定された者は、連盟の有するデータベース・システムに登録される。第5条または第12条により認定され資格を有する者の一覧は都度A級ジャッジ、ナショナル・アンパイアは連盟報または、連盟公式ホームページに公示される。

第9条 (有効期間)

RRS が改訂され、新規則による更新のための講習 (以下、「更新講習」という。) さらには、更新のための試験 (以下、「更新試験」という。) が行われる場合、更新講習会及び更新試験が開催されるまでナショナル・ジャッジ及びナショナル・アンパイアの資格は有効とする。

第10条 (資格停止または取り消し)

ナショナル・ジャッジまたはナショナル・アンパイアは、次に掲げる者は連盟により、資格を停止又は取り消されることがある。

- (1) 第5条の認定資格に必要な要件を欠いた者。
- (2) 第3条の心得に反したと認められた者。
- (3) ナショナル・ジャッジ、ナショナル・アンパイアとして不適と認められた者。
- (4) ナショナル・ジャッジ、ナショナル・アンパイア制度の運用に支障をきたす恐れがあると認められた者。
- (5) その他、上項 (1) から (4) に準ずるとルール委員会が認めた者。

第11条 (更新認定資格要件)

以下のように定める。

資格要件	ジャッジ		アンパイア
	B 級	A 級	
船舶免許	---	小型船舶操縦士免許 2 級以上*1	小型船舶操縦士免許 2 級以上
審判実務経験	ジャッジ経験を適切に有すること		アンパイア等経験を適切に有すること
所持資料*2	ルールブック ケースブック	ルールブック ケースブック ジャッジマニュアル	ルールブック ケースブック コールブック アンパイアマニュアル
セーリング実績	過去 2 年の間に 2 回以上のセーリング経験を有すること		
会員資格	受験時および認定期間中継続して連盟のメンバーであること		
推薦	所属する加盟団体の長または JSAF レース・オフィシャルズ*3 の長から推薦された者		

*1 A 級ジャッジに関しては、2010 年 3 月までの猶予期間をおく。

*2 受講時および認定期間において入手できる最新のものを所有していること

*3 JSAF の ODC 計測委員会、レース委員会、ルール委員会をレースオフィシャルズと呼ぶ

第12条 (更新認定)

連盟は、以下の要件をすべて満たした者を認定し、認定証を交付する。

- (1) 第11条の資格更新要件を満たしていること。
- (2) RRS 改訂に伴う更新講習を改訂後 6 ヶ月以内に受講し、審査(及び更新試験)に合格すること。
- (3) 認定時から継続して以下の条件を満たしていること。
 - ① 被認定時から継続して連盟のメンバーであること。

- ② 更新時及び認定期間中継続して、連盟のメンバーであること。
- ③ 認定期間中、毎年メンバー会費納入が継続されていること。(未払い、滞納がないこと)
- ④ 過去に未払いが発生したことに気がつかなかった場合には、不足分を即時納入すること
- ⑤ 上項①～④について自ら証明できること。

(4) 資格更新の書類手続きを行うこと。

(5) 別に定める更新認定料およびその他費用講習料および認定料を納めること。

(6) 連盟が行うジャッジ・セミナーまたはアンパイア・セミナー(あるいはクリニック)への参加努力をすること(ジャッジ・アンパイア経験の1回と換算する)

上項(1)～(6)を満たさない者は、ナショナル・ジャッジまたはナショナル・アンパイアの資格が停止される。また、6ヶ月以内に更新をしないものについては、資格が失効する。但し、A級ジャッジまたは、ナショナル・アンパイアの資格が失効した場合には、B級ジャッジの認定を行う。また、海外勤務等により上記条件を満たすことが困難な場合には、申請によりルール委員長は期間延長を認めることができる。

第13条(プロテスト委員会等構成基準)

(1) 国内における大会の抗議処理のため、プロテスト委員会の構成は次の基準による。

① 国際大会

インターナショナル・ジュリーを置かない場合の国際大会については、その規模に応じて連盟担当理事または、競技関係責任者と協議のうえ決定する。

② 連盟公認の全日本選手権大会及びそれに準ずる大会

プロテスト委員長は、(プロテスト委員会が、いくつかの部に分かれている場合は、その部長も)A級ジャッジとする。また、プロテスト委員会の構成は全員ナショナル・ジャッジの有資格者とし、原則として3名以上のA級ジャッジを置かなければならない。

但し、事情により、内1名をB級ジャッジ2名に替えることができる。なお、全構成員の過半数をA級ジャッジとすることが望ましい。

③ 水域大会

プロテスト委員長は、ナショナル・ジャッジの有資格者とする。プロテスト委員会の構成は原則として3名以上とし、その過半数はナショナル・ジャッジの有資格者とする。

④ プロテスト委員会が設置されない場合

レース委員会が抗議の処理を行う場合のメンバーは、上項②または③に準ずるものとする。

⑤ 上告否認の大会

競技規則70.5(a)または(b)により上告を否認する大会においては、プロテスト委員会は、A級ジャッジ5名以上(内1名はルール委員会が指名する者)にて構成するものとし、事前に連盟の承認を得なければならない。【JSAF 規程 4.1 参照】

(2) アンパイア

連盟公認の大会におけるアンパイア・チーム並びにアンパイアの構成は原則として次の基準以上による。

① 国際大会、全日本選手権大会及びこれに準ずる大会

(ア) アンパイア・チーム

1つのマッチに1艇のアンパイア・ボートとし、フライト毎に1艇以上のウィング・ボート、チームレースにおいてはフライト毎にチーム艇数により1～4艇のアンパイア・ボートで構成するものとする。

(イ) アンパイア

2名/ボート、チームレースにおいては原則として2名/ボートとするが、内1名をアンパイアでないA級ジャッジまたは、B級ジャッジとすることができるものとする。

(ウ) ウィング・ジャッジ

1ボートにつき1名以上でかつウィング・ジャッジの経験のある者とする

② 主要国内大会

(ア) アンパイア・チーム

前項①(ア)の基準に準ずるものとする

(イ) アンパイア

1ボートに2名以上とするものとする。チームレースにおいても原則とし

て1ボートにつき2名とするが、当該2名の内1名をアンパイアでないA級ジャッジまたは、B級ジャッジとすることができるものとする

(ウ) ウィング・ジャッジ

1ボートにつき1名以上とする

③ 水域大会(クラブレースを含む)

(ア) アンパイア・チーム

1つのマッチにつき1艇のアンパイア・ボート及び、原則フライト毎に1艇のウィング・ボートとするものとする。チームレースにおいては、フライト毎に少なくとも1艇のアンパイア・ボートをその構成に入れるものとする。

(イ) アンパイア

1ボートにつき1名及び経験のある者で構成されるものとする。

アンパイアが、所定数確保できないときは、マッチに1名だけのアンパイアで行うことも特例として認められるものとする。

また、チームレースにおいては、1ボートにつきアンパイア1名(またはA級ジャッジ1名)及び当該職務の経験のある者とするものとする。

アンパイア数が不足する場合はアンパイア1名(またはA級ジャッジ1名)のみにてアンパイアを行うことも認められるものとする。

(ウ) ウィング・ジャッジ

1ボートにつき1名以上とする。

ウィング・ボートが配置できない場合には、アンパイア・ボートが交代にて行うものとする

第14条(認定証の再交付)

(1) 認定証を紛失、または破損した場合には、再交付を請求できる。

(2) 再交付を希望するものは、別に定める交付料を添えて所定の手続を行わなければならない。

第15条(事務取扱)

ナショナル・ジャッジ、ナショナル・アンパイア制度事務取扱い要項は別に定める。

第16条(小委員会)

ナショナル・ジャッジ、ナショナル・アンパイアに関する事務等を担当させるため、ルール委員会にそれぞれジャッジ小委員会及びアンパイア小委員会を設ける。各小委員会は、ルール委員長の指名する委員にて構成する。

第17条(規程改正)

(1) 本規程の改正は、ルール委員会がこれを発議、提案して連盟理事会でその承認を経なければならない。ただし、他の規則や規程の改正及び改定に伴う変更については、ルール委員会が発議、承認をして変更することができる。この場合、付則に記載するものとする。

(2) 規程改正について前項の承認を経たときは、ルール委員会はこれを公布する。

付則

1. (財)日本ヨット協会ジャッジ・マニュアルは、昭和56年12月1日より施行(昭和61年9月1日一部改定)
2. 「ナショナル・アンパイア規程」は、平成6年5月21日より施行するジャッジ・マニュアル及びアンパイア規程を廃止し、これに代わる「ナショナル・ジャッジ、ナショナル・アンパイア規程」を、平成8年12月15日より施行する。
3. 平成11年4月1日に、(財)日本ヨット協会と(社)日本外洋帆走協会が統合されたことにより、(財)日本ヨット協会の「ナショナル・ジャッジ、ナショナル・アンパイア規程」を廃止し、これに代わる(財)日本セーリング連盟ナショナル・ジャッジ、ナショナル・アンパイア規程を、同日付にて施行する。
なお、平成15年3月31日迄の間、ルール委員長はこの規定に拘わらず、両団体の関連規定等の差異に関し、特別の措置を執ることができるものとする。
4. 平成17年のセーリング競技規則改定に伴い(財)日本セーリング連盟ナショナル・ジャッジ、ナショナル・アンパイア規程を改定し、平成16年9月4日より施行する。
5. 平成18年4月15日一部改定、施行する。
6. 平成20年11月22日一部改定、施行する。
7. 平成24年2月18日施行細則を一部改定、施行する。
8. 平成24年9月8日一部改定、施行する。平成24年度まで有効な資格について第12条の更新認定を受けた者には、認定証を発行する。

以上

[ナショナル・ジャッジ、ナショナル・アンパイア規程施行細則]

1. (ジャッジ経験)

第5条及び第11条にある審判実務経験は、次をいう。

(1) 所属する団体や連盟が主催または共催するレースにおいて、下記の通りあること。

	B級ジャッジ	A級ジャッジ
認定時	過去2年間で 3回以上の運営/ジャッジ補助等	過去2年間で 5回以上
更新時	前回認定(更新)より毎年1回以上 または過去2年間で3回以上	前回認定(更新)より毎年2回以上 または過去2年間で5回以上

(2) 連盟が行うまたは連盟が認めたジャッジ・セミナーに出席すること。

[このセミナーへの参加は、前項(1)のジャッジ経験1回相当と置き換えることができる。]

(3) ルール委員長が特に認めた行事にて一定の実績を有すること。

2. (アンパイア経験)

第5条及び第11条にある審判実務経験は、次をいう。

(1) ISAF、または連盟が行う、あるいは連盟が認めたアンパイア・セミナーに出席すること。

[このセミナーへの参加は、前項(1)のジャッジ経験1回相当と置き換えることができる。]

(2) ISAF、または連盟、連盟加盟の団体が主催または共催するレースで、下記の通りあること。

	ナショナル・アンパイア
認定時	過去2年間で5回以上
更新時	前回認定(更新)より毎年1回以上、または過去2年間で3回以上

(4) ルール委員長が特に認めた行事にて一定の実績を有すること。

(5) 前項(1)～(4)によるが、より客観性を持たせるために、参加したマッチレース等における活動実績は「アンパイアレポートフォーム」により評価される。

3. (講習会)

認定講習会および更新講習会は、次の日程とする。

	B級ジャッジ	A級ジャッジ	ナショナル・アンパイア	
認定時	1日間	2日間	<u>3日間</u>	原則として3日間
更新時	半日間	1日間	<u>2日間</u>	(海上実習を含む)

4. (新規認定料)

第6条(1)⑤、(2)⑤、(3)⑤に規定する認定料およびその他費用講習料および認定料は、次のとおりとする。

(1) A級ジャッジ 10,000円 (~~認定料+その他費用講習料~~ 8,500円 + 認定料 1,500円)

(2) B級ジャッジ ~~03,000~~ 03,000円 (~~認定料+その他費用講習料~~ 1,500円 + 認定料 1,500円)

(3) アンパイア ~~30,000~~ 25,000円 (~~認定料+その他費用講習料~~ 23,500円 + 認定料 1,500円)

(4) ルール委員長が特に認める場合は、これを減免することができる。

なお、不合格の場合にあっても、上記金額は返還されない。

5. (更新認定料)

第12条(5)に規定する更新認定料およびその他費用講習料および認定料は、次のとおりとする。

(1) A級ジャッジ ~~07,000~~ 4,000円 (~~認定料+その他費用講習料~~ 3,500円 + 認定料 500円)

(2) B級ジャッジ ~~03,000~~ 2,000円 (~~認定料+その他費用講習料~~ 1,500円 + 認定料 500円)

(3) アンパイア ~~10,000~~ 5,000円 (~~認定料+その他費用講習料~~ 4,500円 + 認定料 500円)

(4) ルール委員長が特に認める場合は、これを減免することができる。

6. (再交付料)

第14条(2)に規定する交付料は~~すべて3,000~~1,000円とする。ただし、ルール委員長が特に認める場合は、これを減免することができる。

以上

付則

1. 平成24年度まで有効な資格の更新については、第12条(5)に規定する講習料および認定料は、5に定める費用に認定証発行にかかる費用1,000円を加え、次のとおりとする。

(1) A級ジャッジ 5,000円(講習料3,500円+認定料500円+認定証発行手数料1,000円)

(2) B級ジャッジ 3,000円(講習料1,500円+認定料500円+認定証発行手数料1,000円)

(3) アンパイア 6,000円(講習料4,500円+認定料500円+認定証発行手数料1,000円)

加盟団体コード一覧表

(別紙)

県連コード番号

001 北海道	013 東京	025 滋賀	037 徳島
002 青森	014 神奈川	026 京都	038 愛媛
003 岩手	015 山梨	027 大阪	039 高知
004 宮城	016 新潟	028 兵庫	040 福岡
005 秋田	017 長野	029 奈良	041 佐賀
006 山形	018 富山	030 和歌山	042 長崎
007 福島	019 石川	031 鳥取	043 熊本
008 茨城	020 福井	032 島根	044 大分
009 栃木	021 静岡	033 岡山	045 宮崎
010 群馬	022 愛知	034 広島	046 鹿児島
011 埼玉	023 三重	035 山口	047 沖縄
012 千葉	024 岐阜	036 香川	

外洋帆走艇団体コード番号

101 北海道	105 東京湾	109 駿河湾	113 西内海
102 津軽海峡	106 三崎	110 東海	114 玄海
103 いわき	107 三浦	111 近畿北陸	115 南九州
104 東関東	108 湘南	112 内海	116 沖縄

特別加盟団体コード番号

055 ソリング	070 K16	085
056 FD	071 ミラークラス	086
057 470	072 ナクラ	087 シードスポーツ
058 フィン	073 シーホッパー	088 ベストウェイト14
059 スナイプ	074 ドラゴン	092 29er級
060 シーホース	075 420	093 Melges24クラス
061 OP	076 J24	200 ミニトン
062 FJ	077 ヨーロッパ	207 セーリングスピリッツ
063 モス	078 ウィンドサーフィン	214 A級ディンギー
064 505	079 テーザー	215 イングリング
065 ファイアーボール	080 エンタープライズ	218 アクセス
066 レーザー	081 ホビークラス	223 X-35ワンデザイン
067 International14	082 模型ヨット	227 IRC
068 トーネード	083	228 オープンビック
069 トッパー	084 49erクラス	
094 全日本学生ヨット連盟	210 福岡ヨットクラブ	
095 高体連ヨット部会	212 ヨットエイドジャパン	
096 日本ジュニアヨットクラブ連盟	213 日本視覚障害者セーリング協会	
097 全日本実業団ヨット連盟	226 日本学生外洋帆走連盟	
098 全日本自治体職員ヨット連盟	211 京都ヨットクラブ	
099 日本ヨットクラブ連盟	208 琵琶湖ヨット倶楽部	
089 全日本実業団ボードセイリング連盟	209 江ノ島ヨットクラブ	
090 東京ヨットクラブ	217 徳島ヨットクラブ	
091 日本ヨットマッチレース協会	219 石巻ヨットクラブ	
201 全日本学生ボードセイリング連盟	216 シーボニアヨットクラブ	
202 淡輪ヨットクラブ	220 八重山ヨットクラブ	
203 関西ヨットクラブ	221 須磨ヨットクラブ	
204 大阪北港ヨットクラブ	222 横浜クルージングクラブ	
205 南北海道外洋帆走協会	224 湘南サニーサイドマリナー	
206 葉山マリナーヨットクラブ	225 ニッポンセールトレーニング葉山	

本部コード番号…050

以上